

セラミックパークMINO飲食施設運営委託業務仕様書

1 委託業務名

セラミックパークMINO飲食施設運営委託業務

2 業務目的

本業務は、セラミックパークMINOにおいて、飲食施設の運営を行い、来館者の利便性、快適性の向上に資することを目的とする。

3 委託業務期間

2024年3月1日から2025年3月31日まで。

ただし、公益財団法人セラミックパーク美濃（以下、「財団」という。）が委託業務の履行内容が良好と認める場合において、契約期間満了の6ヶ月前までに財団及び受託者が意思表示をしないときは、原則1年を単位に契約更新するものとする。

※飲食施設の営業は2024年3月1日より前に開始することも可能です。また、2024年3月1日から開始できない場合は、企画提案書にその理由を記載してください。

4 業務場所

多治見市東町4-2-5 セラミックパークMINO内飲食施設

5 営業形態および業務内容

前記施設において、食事又は飲み物を提供する。（「食事」には軽食や洋菓子を含む）

なお、飲食施設の運営においては、セラミックパークMINO内の事業、特に財団、岐阜県現代陶芸美術館が実施する事業との連携に努め、文化施設（美術館）が入居する施設にふさわしい運営に努めること。

また、自販機による提供は不可とする。

6 営業日及び営業時間、提供メニュー例

（1）営業日

原則、土日祝日は営業すること。

※受託者の提案に基づき、上記以上の営業日も設定できる。

（2）営業時間

午前10時～午後4時の間で提案すること。

※受託者の提案に基づき、上記以上の営業時間も設定できる。

（3）提供する食事例について

- ・食事（定食、丼もの、麺類、弁当など）
- ・軽食（おにぎり、サンドウィッチ、トーストなど）
- ・その他（パン、ケーキ、洋菓子、和菓子など）
- ・飲み物（コーヒー、紅茶、ジュース、アルコールの提供も可）

※飲み物のみでの営業も可。

※厨房を使用せず他所（自社等）で調理したものを販売することも可。

（要保健所許可申請）

7 経費負担等

（1）委託費

財団から受託者への委託費支払 なし

（2）賃借料

受託者は施設利用に伴う賃借料を負担すること。なお、支払い方法及び時期については財団の指示に従うこと。

（賃借料の例）

使用場所	土日祝日営業	毎日営業
厨房+客席	約52万円	約160万円
厨房一部+客席一部	約24万円	約75万円
客席のみ	約14万円	約43万円

※上記は一例であり、使用する面積、日数に応じて変更あり。

- (3) 光熱水費
受託者が負担すること。
- (4) 通信費
電話等の通信機器の設置及びその使用料等は受託者が負担すること。
- (5) 設備・備品等
別表「セラミックパークMINO飲食施設設備・備品リスト」にある岐阜県所有の設備及び備品については、無償で貸与する。これらの設備や備品を修繕する場合は、受託者に瑕疵がある場合を除き、財団または県が費用を負担して行う。ただし、修繕・更新をしないと判断することもある。
- (6) 店看板・内装等
飲食施設の看板の設置や内装の変更等は、事前に財団及び岐阜県と協議の上、受託者の負担で行うこと。また、退店時には受託者の負担で原状復帰すること。
- (7) その他
飲食施設店内の清掃費、廃棄物処理費、その他運営に要する経費は、受託者が負担すること。

8 国際陶磁器フェスティバル美濃'24 開催期間中の営業について

国際陶磁器フェスティバル美濃'24（以下「フェスティバル」という。）開催期間中の営業は、「平日も含めた営業」、「指定料理店監修料理の提供」や「美濃焼食器の使用」など、フェスティバル事業との連携の可否について、受託者と協議する。

※フェスティバル開催期間 2024年10月18日から2024年11月17日

9 設備・備品等

- (1) 受託者が故意又は過失により、岐阜県所有の店内設備及び備品をき損し、又は滅失したときは、速やかに財団及び岐阜県に報告したうえでこれを弁償し、又は自己の費用で当該設備備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達すること。
- (2) 岐阜県所有の備品等について、財団及び岐阜県が行う現物実査に協力すること。
- (3) 受託者が店内の電気設備・機器を新設する場合は、事前に財団及び岐阜県と協議の上、受託者負担で設置すること。また、退店時には受託者の負担で原状復帰すること。
- (4) 受託者が厨房機器、客席家具、什器備品等の新たな設置を希望する場合には、事前に財団及び岐阜県と協議の上、受託者の負担で設置すること。また、退店時には受託者の負担で原状復帰すること。
- (5) 受託者が内装を変更・追加等したい場合は、事前に財団及び岐阜県と協議の上、受託者の負担で行うこと。また、退店時には受託者の負担で原状復帰すること。

10 物件管理

- (1) 受託者は、「セラミックパークMINO条例」等、財団及び岐阜県が定める規則を遵守するほか、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、常に良好な状態に保つこと。
- (2) 受託者は、管理物件を本仕様書で定める業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ財団及び岐阜県の承認を得たときは、この限りではない。

11 営業許可及び衛生管理

- (1) 受託者は、食品衛生法による営業の許可を受けること。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、食品衛生法に規定されている条項を順守し、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止に努めること。なお、万一、提供した飲食に起因する衛生上の危害等を与えたときは、受託者の責任で一切の損害賠償及び慰謝に要する費用を負担すること。

12 メニュー及び料金

飲食施設で提供する飲食物等のメニュー及び料金については、事前に財団へ報告すること。なお、契約期間中にメニュー及び料金を変更する場合も、同様とする。

13 緊急時の対応等

契約期間中、食中毒の発生などの緊急事態が発生した場合は、受託者は速やかに財団及び岐阜県に通報のうえ、必要な措置について協議すること。

14 立入点検等

- (1) 財団及び岐阜県は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物管理上必要があるときは、予め受託者に連絡した上で、店内に立ち入り、点検し、又は必要な措置を講ずることができる。ただし、非常の場合は、連絡なしに立ち入ることができるものとする。
- (2) 財団及び岐阜県は、必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとする。

15 保険

受託者は、本契約期間中の不測の災害事故等に備え、必要な火災保険契約及び各種損害保険に加入し、本契約期間中これを継続すること。なお、保険に関する費用は受託者の負担とする。

16 業務実施体制

- (1) 本業務委託を統括する業務責任者1名及び火元責任者を配置すること。なお、業務責任者と火元責任者は、業務に支障を生じない限り、兼任することができる。
- (2) 財団が必要と認めたときは、受託者は、従事者の健康診断結果若しくは腸内細菌検査結果を財団に報告するものとする。
- (3) 業務責任者は、財団との協議・連絡を密に行い業務を進め、業務実施に必要な人員、体制の確保を行うこと。

17 売上等の報告

受託者は、委託業務により生じた毎月の売上金額及び飲食施設利用者数を、その翌月の10日（その日が休業日に当たるときは、その翌営業日）までに財団に報告するものとする。

18 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、速やかに委託業務完了届を提出すること。

19 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の順守
受託者は、食品衛生法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、財団と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報の保護
受託者が当業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、財団の個人情報保護に関する規程に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

20 業務の継続が困難となった場合の措置

財団と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、財団は契約の取消しができる。この場合、財団に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合
災害その他不可抗力等、財団及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。
なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

2.1 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、財団に履行期間の延長変更を請求することができる。

2.2 その他

(1) 業務の実施にあたっては、財団と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。

(2) 本仕様書により難い事項については、その都度財団と協議の上進めること。

(3) 集客の見込により屋上にキッチンカーを置く場合などは受託者と協議する。

※ただし貸館利用者が自社の催事の為に誘致するキッチンカーや飲食店については事前協議は行わないものとする。